

平成19年2月28日

滋賀県知事

嘉田 由紀子 様

107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号

(社)農林水産先端技術産業振興センター (STAFF)

理事長 岩元 睦夫

電話 03-3586-8644 FAX 03-3586-8277

「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画 (案)」についての意見

(社)農林水産先端技術産業振興センターは、産学官の連携と広範な業際的交流を通じ、農林水産・食品分野におけるバイオテクノロジー等先端技術の研究開発と産業化の促進に係る事業を総合的に促進することを目的に設立され、現在、162の企業・公共団体等を会員とする社団法人です。

今般、貴県において「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」の見直しにともない、その「案」について意見募集を行っておられることから、以下の諸点について、意見を申し述べさせていただきます。

1. 貴県で策定されている「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」において、新たに有機農業に言及するのであれば、「第3 施策の方向(10の施策) 基本方針1」の「(課題)」のうち、『○「有機農業の推進に関する法律」に基づく、国の基本方針を踏まえて対応する必要があります。』との記述は重要と考えます。それだけに、有機農業の内容を正確に記述し、混乱や誤解を避ける必要があることから、以下の修文が必要と考えます。
2. 「第3 施策の方向(10の施策)」の、「(施策の方向)」であげられている『○遺伝子組換え技術を利用して育成された種苗等は、「有機農産物の日本農林規格」に準じて、使用しないものとします。』は、有機農産物の主旨を正確に伝えるために、『○なお、有機農業を行う場合にあっては、「有機農産物の日本農林規格」に即して、肥料及び土壌改良資材、農薬等の使用禁止資材、並びに組換えDNA技術を利用して育成された種苗等は使用しないものとします。』と修文すべきと考えます。
3. なお、この点については、肥料及び土壌改良資材、農薬等の使用禁止資材、並びに組換えDNA技術を利用して育成された種苗等は、これらが危険であることを前提として除外されているものではなく、国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の規定に基づいたものと理解しております。

以上